

第1回 社会福祉審議会	資料2-②
令和2年7月6日(月)	

## 「第4次いちかわハートフルプラン」とは

- ① 市川市障害者計画
- ② 第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画をセットにしたもののこと。

※ ②は、障害者総合支援法88条6項、児童福祉法33条の20第6項に「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市では一体のものとして作成するもの。

### <法の規定>

	法律における名称	内容	根拠法
市川市障害者計画	市町村障害者計画	市川市における障害者のための施策に関する基本的な計画。	障害者基本法 第11条第3項
市川市障害福祉計画	市町村障害福祉計画	障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。	障害者総合支援法 第88条第1項
市川市障害児福祉計画	市町村障害児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画。	児童福祉法 第33条の20第1項

第4次いちかわハートフルプラン策定方針 2 「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画」の比較

<手続面の比較>

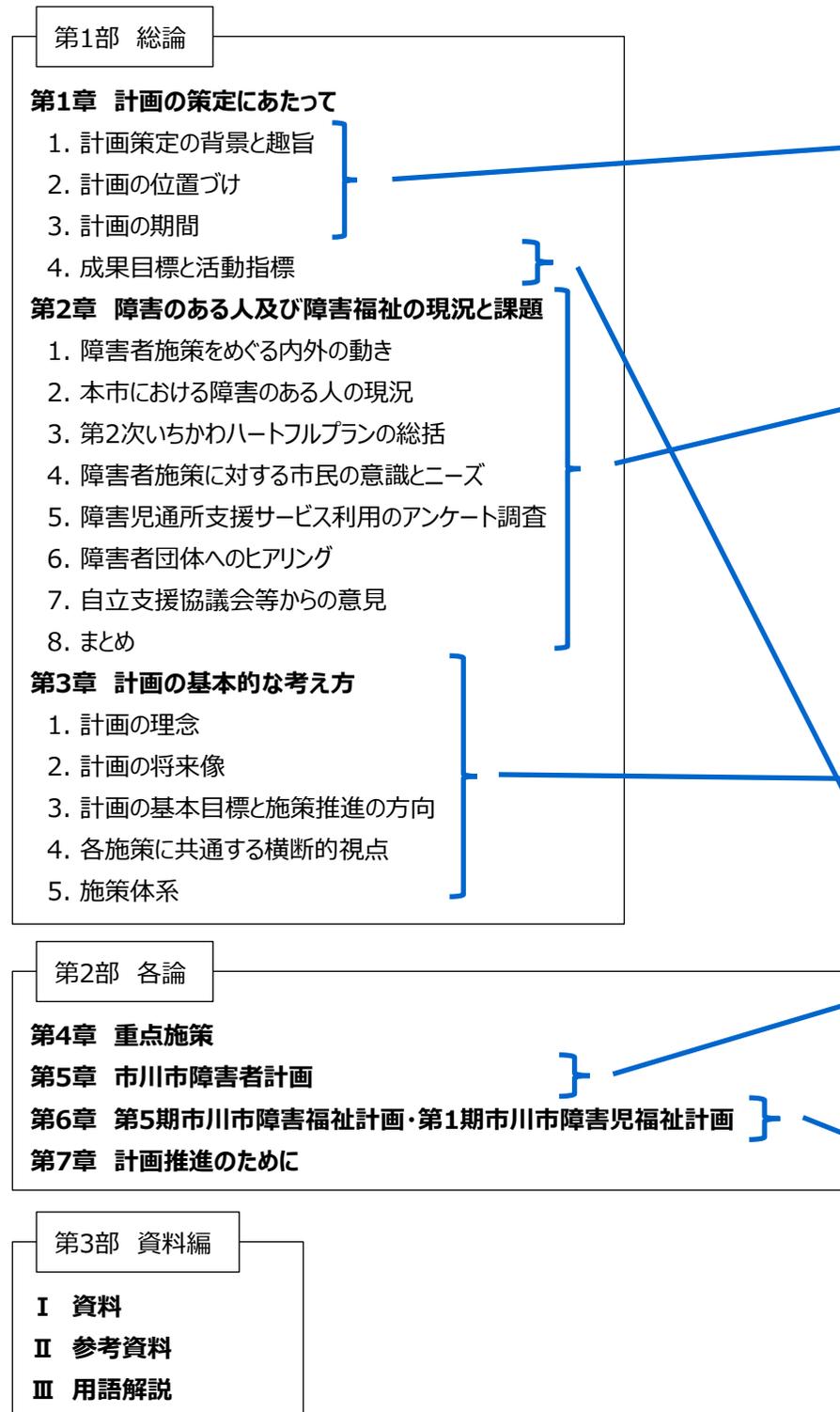
	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画
あらかじめ協議会の意見を聴く努力義務	なし	あり
障害者基本法36条4項の合議制の機関の意見を聴く義務	あり	あり
あらかじめ県の意見を聴く義務	なし	あり
あらかじめ住民の意見を反映させるための必要な措置	なし	講ずるよう努めるものとする
策定されたときの市議会への報告の義務	あり	なし
遅滞なく計画を県知事に提出する義務	なし	あり

<内容面の比較>

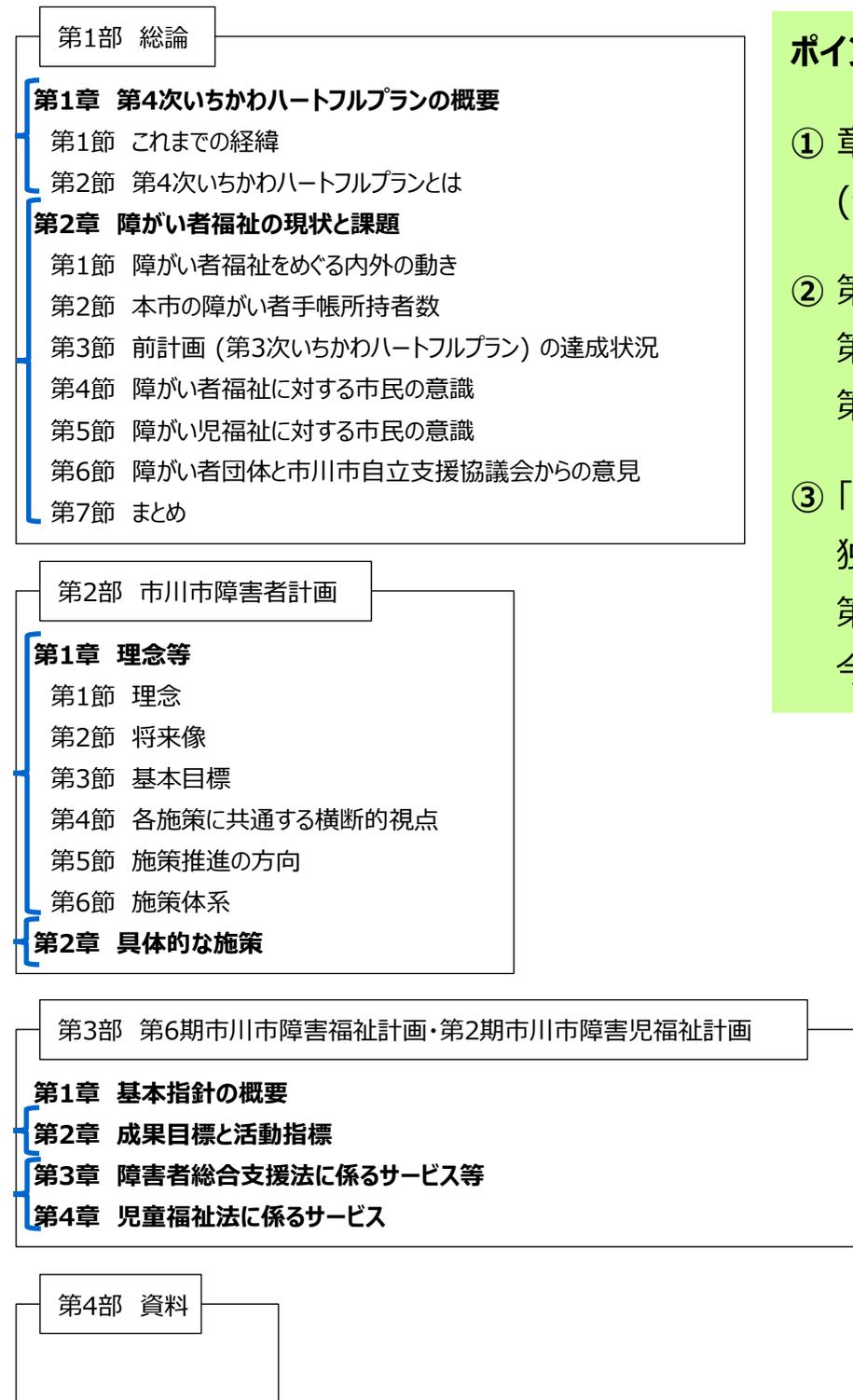
市町村障害者計画	市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画
「障害者基本計画(第4次)」(政府作成)と「第6次千葉県障害者計画」(県作成)を <b>基本として</b> 策定しなければならない。	「基本指針」(大臣作成)に <b>即して</b> 定めるものとする。
	次に掲げる事項を定めるものとする。 ① 障害福祉サービス(障害児通所支援)、相談支援(障害児相談支援)及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ② 各年度における指定障害福祉サービス(指定通所支援)、指定地域相談支援又は指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の種類ごとの必要な量の見込み ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
	前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 ① 前項第2号の指定障害福祉サービス(指定通所支援)、指定地域相談支援又は指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 ② 前項第2号の指定障害福祉サービス(指定通所支援)、指定地域相談支援又は指定計画相談支援(指定障害児相談支援)及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
当該市町村における障害者の状況等を踏まえて策定しなければならない。	当該市町村の区域における障害者等(障害児)の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
	当該市町村の区域における障害者等(障害児)の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するよう努めるものとする。
	障害者計画、市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等(障害児)の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。



<第3次>



<第4次>



ポイント

- ① 章立てを統一。  
(部→章→節→項→(1)→①)
- ② 第1部を「計画全体の総論」に、  
第2部を「障害者計画」に、  
第3部を「障害福祉計画等」に。
- ③ 「重点施策」は第1部と第2部の間で  
独立章立てとするか、又は  
第2部と第3部中で個別に示すか  
今後検討。

